

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社昌栄造建	代表者氏名	代表取締役 鳥井 智生
主たる営業所の所在地	静岡県袋井市宇刈 452-1		
許可番号	静岡県知事許可 (特-03) 第 19196 号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 3 月 3 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項第 3 号		

処分の内容

建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。）を速やかに文書により報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社昌栄造建及び同社元役員は、浜松市内の工事現場で、労働者にフォークリフトを運転させて鉄骨の運搬作業を行わせるに当たり、法定の除外事由がないのに、運転中の同フォークリフト又は同フォークリフトが運搬する荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に別の労働者を立ち入らせ、もって機械等による危険を防止するための必要な措置を講じなかった。

この件について、浜松簡易裁判所は令和 4 年 9 月 16 日に同社及び同社の元役員に対し、それぞれ労働安全衛生法違反に基づき罰金 20 万円の略式命令を行い、これが確定した。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当するものと認められる。

その他参考となる事項